

国立国会図書館所蔵図書館資料の証明事務取扱要領

(平成十一年十二月二十七日館長決定第九号)

改正	平成十二年五月	二日館長決定第五号
同	十四年三月三十一日同	第二号
同	十四年十月三日同	第十九号
同	十六年九月二十八日同	第六号
同	二十七年三月二十四日同	第三号
令和	元年十二月二十日同	第二号
同	四年三月二十九日同	第二号

(目的)

1 この要領は、国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「規則」という。）第七十二条に規定する証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明の申請)

2 証明を受けようとする者は、国立国会図書館所蔵図書館資料に関する証明申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(申請書の受付)

3 申請書の受付は、当該証明に係る規則第二条第一号に規定する収集資料（以下「資料」という。）を保管する課（以下「証明担当課」という。）において行う。ただし、次の各号に掲げる申請書の受付は、当該各号が定めるところによる。

一 東京本館において提出される申請書で、関西館において保管

する資料に係るものの受付 利用者サービス部サービス企画課

（以下「サービス企画課」という。）又は利用者サービス部サービス運営課（以下「サービス運営課」という。）において行うほか、別に定めるところにより、利用者サービス部の他の課においてもこれを行うことができる。

二 関西館において提出される申請書で、東京本館又は国際子ども図書館において保管する資料に係るものの受付 関西館文献提供課（以下「文献提供課」という。）において行うほか、別に定めるところにより、関西館アジア情報課においてもこれを行うことができる。

(証明事項の照合)

4 証明事項（規則第七十二条第一項に規定する資料の受入年月日、掲載記事等をいう。以下同じ。）の照合は、証明担当課の長又はその指名する者（以下「証明担当者」という。）が行う。ただし、資料又は当該資料の複写物の状態等により照合を行うことが困難である場合には、照合を行わない。

5 証明担当者は、証明事項を照合したときは、申請書の証明の欄に、照合した年月日、証明担当者が所属する部局（関西館及び国際子ども図書館を含む。以下同じ。）及び課の名称並びに証明担当者の氏名を記入しなければならない。

(証明書の作成)

6 証明担当者は、証明事項について照合したときは、証明事項を

記載した証明書を起案し、証明担当課の所属する部局の長の決裁を受けるものとする。

(証明書の交付)

7 証明書の交付は、調査及び立法考査局又は関西館において保管する資料に係る証明書については証明担当課において、それ以外の資料に係る証明書については証明担当課の所属する部局の所掌事務の総合調整を行う課（以下「庶務担当課」という。）において行う。ただし、第三項第一号の規定により申請書の受付を行った場合にあっては、サービス企画課又はサービス運営課において、同項第二号の規定により申請書の受付を行った場合にあっては、文献提供課において証明書の交付を行うことができる。

8 前項の交付に当たっては、交付を受ける者が申請人又はその代理人であることを確認するものとする。

9 申請人から証明書の郵送による交付の申出があった場合には、その郵送に要する費用は申請人の負担とする。

(証明書の写しの保存)

10 調査及び立法考査局又は関西館において保管する資料に係る証明書については証明担当課において、それ以外の資料に係る証明書については庶務担当課において証明書の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を含む。

む。）を作成し、申請書又はこれを複製した電磁的記録とともに保存するものとする。

附 則

1 本件は、平成十二年一月五日から施行する。ただし、附則第二項の規定は同年一月一日から施行する。

2 国立国会図書館所蔵図書館資料の証明事務取扱要領（昭和五十七年館長決定第十三号）は、廃止する。

附 則（平成十二年五月二日館長決定第五号）

本件は、平成十二年五月六日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日館長決定第十九号）

本件は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日館長決定第六号）

本件は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日館長決定第三号）

本件は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十日館長決定第二号）

本件は、令和二年一月六日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年五月十九日から施行する。

別記様式

年 月 日

国立国会図書館長 殿

氏 名 又 は
機関名・責任者名

住所又は所在地

電話

国立国会図書館所蔵図書館資料に関する
証明申請書

_____に必要なため、下記のとおり相違ない
ことを証明願います。

図書館資料名及び 請求記号	
出版年・巻号等	
受入年月日	
掲載記事(*)	
ページ(*)	

(掲載記事の証明の場合は、*印の項目も御記入ください。)

証明書の申請部数	
----------	--

国立国会図書館使用欄

証 明	年 月 日	部 局 課 名	担 当 者 の 氏 名